

令和 7 年度 第 2 回 浜田市地域公共交通活性化協議会

日 時 令和 7 年 7 月 16 日 (水)
13 時 30 分～15 時 00 分

場 所 浜田市役所 5 階 議会全員協議会室

1 会長あいさつ

2 報告事項

(1) 役員の選任について 資料 1

(2) 事務局規程について 資料 2

(3) 第 1 回協議会（書面審議）の結果について 資料 3

3 議題

(1) 令和 6 年度事業報告及び決算・監査報告について 資料 4-1、4-2、4-3

(2) 令和 7 年度事業計画及び予算について 資料 5-1、5-2

4 その他

令和7年度 浜田市地域公共交通活性化協議会委員名簿

資料 1

(敬称略、順不同)

番号	団体名等	役 職	氏名	備考
1	浜田市	副市長	砂川 明	会長
2	島根県立大学	教授	松田 善臣	副会長
3	中国運輸局島根運輸支局	首席運輸企画専門官	齋藤 慎哉	
4	島根県地域振興部交通対策課	課長	佐川 賢一	欠席
5	浜田警察署	交通課長	坂田 利彦	欠席
6	国土交通省浜田河川国道事務所	副所長	庄司 彰	
7	島根県浜田県土整備事務所	統括調整監	齋藤 康紀	
8	浜田市社会福祉協議会	地域福祉係長	鎌田 佳奈	欠席
9	浜田女性ネットワーク	会計監事	金本 妙子	
10	浜田市医師会	監事	河野 通久	欠席
11	浜田商工会議所	副会頭	今井 久晴	代理 専務理事 田村洋二
12	石央商工会	事務局長	植田 尚樹	欠席
13	浜田地域協議会	委員	三浦 美穂	監事
14	金城地域協議会	委員	山本 宏明	
15	旭地域協議会	副会長	今田 泰	
16	弥栄地域協議会	委員	三浦 通江	
17	三隅地域協議会	委員	栗山 恭徳	
18	西日本旅客鉄道株式会社浜田管理駅	業務助役	中嶋 真吾	代理 企画助役 尾川弘次
19	石見交通株式会社	常務取締役	渡辺 健一	
20	島根県旅客自動車協会浜田支部	支部長	砂田 光	監事
21	島根県交通運輸産業労働組合協議会	事務局長	丸山 武	代理 議長 高橋卓己
22	株式会社Fromハート	事務長	足立 豪	欠席
23	有限会社弥栄総合企画	代表取締役	三浦 道憲	
24	大新東株式会社松江営業所	エリアマネージャー	福間 公啓	

《事務局関係出席者》

区分	部 署	役 職	氏名	備考
事務局	地域政策部	部長	田中 健司	事務局長
	まちづくり社会教育課	課長	永田 直久	事務局次長
	まちづくり社会教育課	公共交通係長	井上 貴之	事務局員
	まちづくり社会教育課	同係主任主事	吾郷 樹	事務局員
支所	金城支所防災自治課	課長	渡邊 久美子	
	旭支所防災自治課	課長	戸田 光明	
	弥栄支所防災自治課	課長	佐々木 誠	
	三隅支所防災自治課	課長	齋藤 丈歎	代理 地域振興係長 川村 政裕

浜田市地域公共交通活性化協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、浜田市地域公共交通活性化協議会規約（令和5年制定）第11条第3項の規定に基づき、浜田市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) その他会長が必要と認める事項に関すること。

(職員等)

第3条 事務局に事務局長、事務局次長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、浜田市地域政策部長をもって充てる。
- 3 事務局次長は、浜田市地域政策部まちづくり社会教育課長をもって充てる。
- 4 事務局員は、浜田市地域政策部まちづくり社会教育課職員をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局長は、事務局の運営に関する事項（次項各号に掲げるものを除く。）を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- 2 事務局次長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。
 - (1) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結等に関する事項。
 - (2) 物品及び現金の出納に関する事項。
 - (3) その他軽易な事項に関する事項。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の収受、配布、処理編集、保存等については、浜田市において定める取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

- 2 協議会の公印の使用、保管等については、浜田市において定める取扱いの例による。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- この規程は、令和6年4月1日から施行する。
(浜田市地域公共交通活性化協議会事務局規程の廃止)
- 浜田市地域公共交通活性化協議会事務局規程（平成23年制定）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	形状	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者
浜田市地域 公共交通活 性化協議会 会長之印	浜田市地 域公共交 通活性化 協議会会 長之印	てん書	21×21	会長名をもつて 発する文書	1	事務局長

浜田市地域公共交通活性化協議会事務局規程 新旧対照表 (下線部分が改正箇所)

新	旧
<p>(職員等)</p> <p>第3条 事務局に事務局長、事務局次長、その他必要な職員を置く。</p> <p>2 事務局長は、浜田市地域政策部長をもつて充てる。</p> <p>3 事務局次長は、浜田市地域政策部まちづくり社会教育課長をもつて充てる。</p> <p>4 事務局員は、浜田市地域政策部まちづくり社会教育課員をもつて充てる。</p>	<p>(職員等)</p> <p>第3条 事務局に事務局長、事務局次長、その他必要な職員を置く。</p> <p>2 事務局長は、浜田市地域政策部長をもつて充てる。</p> <p>3 事務局次長は、浜田市地域政策部まちづくり社会教育課副参事をもつて充てる。</p> <p>4 事務局員は、浜田市地域政策部まちづくり社会教育課員をもつて充てる。</p>
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。 (浜田市地域公共交通活性化協議会事務局規程の廃止)</p> <p>2 浜田市地域公共交通活性化協議会事務局規程（平成23年制定）は、廃止する。</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。</p>

様式第1-1 (日本産業規格A4列4番)

浜交協第6号
令和7年6月27日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 浜田市地域公共交通活性化協議会
住 所 島根県浜田市殿町1番地
代表者氏名 会長 砂川 明



地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

令和7年6月26日
浜田市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

従来、島根県内においては、各市町村の交通サービスの水準・形態とも様々であり、どの路線を維持し、どういった手法で運行するかについては、最終的には、市町村の判断において設定されるべきものであるが、生活交通の確保については、県においても相当の責任を負うという考え方から、本県においては、一定の要件の下に県も支援を実施しており、県及び市町村が連携することにより、県民の日常生活に密着した生活交通の維持を図ってきたところである。また、JR西日本による三江線廃止に伴う沿線地域における代替交通の確保維持にも努めるなど、地域独自の課題への対応も県及び関係市町村で対応してきているところ、生活交通は地域の幹線に様々な形態の地域内交通が接続することによりネットワークを形成し、最も効率的にその機能を発揮するものであると考えられるが、本県においては、市街地を運行する系統も含めて、ほぼ全ての地域間幹線系統が事業として成り立たない状況にあり、本事業を活用して、ネットワークの核となる地域間幹線系統を持続的に維持確保しようとするものである。

浜田市においては、隣接する益田市、江津市へ通じる幹線交通である鉄道とバスを軸に、市域内に広範に路線バス、市生活路線バス、市予約型乗合タクシーにより構成される公共交通機関網が広がっている。これらの公共交通については、益田市や江津市の総合病院・大規模な商店等が当市民の日常生活機能を担う中で、幹線交通が貴重な手段として、車を運転できない高齢者等を中心に、生活に必要不可欠な交通として機能している。

また、この幹線交通に通じる市生活路線バス等が支線の役割を果たしている。

しかしながら、人口減少と自家用車の普及により、当市の公共交通機関の利用者は減少を続け、収支悪化による行政負担の増加をはじめ、運行に様々な問題が発生している。

加えて、バス乗務員不足の状況から路線廃止が行われており、令和2年度に2路線、令和5年度に1路線が廃止となっており、路線廃止後は浜田市による生活路線バスを運行している。今後も住民の通院・買い物を中心とした生活に不可欠な当該路線を存続していくことが必要である。

このため、地域公共交通確保維持事業により、周布江津線及び浜田益田線、弥栄線を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

・市内の路線全体の利用者数550,000人以上とする。

・補助対象路線別での利用者を

【周布江津線】 212,586人以上

【浜田益田線】 67,864人以上

【弥栄線】 30,415人以上とする。

・市内の路線の収支率を40%以上とする。

・市民1人当たりの地域公共交通に係る実質市負担額を1,060円以内とする。

目標としては市内地域間幹線バス系統の輸送人員について、令和6年度実績値を上回ることとしながら、地元意見を積極的に取り入れて路線のあり方を今後も検討していく。

収支改善率について令和6年度実績値から1%以上改善する。

(浜田市地域公共交通計画 P62～63参照)

(2) 事業の効果

生活交通の多くが、地域間幹線系統と接続しており、主に自家用車等の移動手段を持たない住民が日常生活において広域的な移動することを可能にしている。

本事業により、地域間幹線系統の路線を維持することで、地域住民に必要不可欠な移動手段が確保される。

弥栄線を維持することにより、弥栄地域の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・体験乗車会（浜田市・石見交通）
 - ・免許返納割引制度 P R や交通系 I C カードの利用促進（石見交通）
 - ・系統や便数、運行ダイヤの見直し（石見交通）
 - ・バスマップの更新、作成と周知（浜田市）
 - ・人材確保（浜田市、石見交通）
- （浜田市地域公共交通計画 P 5 6 ~ 6 1 参照）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表 1 のとおり。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

表 2 のとおり。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ・住民ヒアリング（高齢者クラブや大学生等利用者からの意見聴取）
- ・事業者による乗降調査

7. 別表 1 の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

表 4 のとおり。

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

別添「生産性向上の取組検討シート」のとおり

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

【地域内フィーダー系統のみ】

該当なし

11. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

本市においては地域間幹線も含めて、ほぼ全ての生活路線は赤字であり、事業者にとって将来にわたって当該事業における利益が見込めない中で、多額の資金を必要とするバス車両の更新は大きな負担であることは明らかである。

こうしたことから、車両更新への支援は必要な路線を継続的に維持する上で必要不可欠であり、本事業を活用して、必要な車両更新を後押しすることにより、地域間幹線を持続的に維持確保しようするものである。

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

ノンステップバスの導入を図り、導入率40%を上回ることを目標とする。

(2) 事業の効果

計画的に車両更新を進めることにより、順次、バス車両の快適性を高めることにより、利用者の増に寄与するとともに、また、ノンステップバスの導入を促進することを目標とし、障がい者や高齢者にとっても、よりやさしい公共交通となることを目指す。

13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

表6、表7のとおり

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

該当なし

(2) 事業の効果

該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論**浜田市地域公共交通活性化協議会**

- ・令和7年6月17日 幹線系統について協議（書面審議）
- ・令和7年6月26日 承認

19. 利用者等の意見の反映状況

対象系統の沿線市町が住民や利用者から聴取した意見を、協議会において報告。

便数の増、バス停の数や位置、案内・表示等についての細かな意見は様々あったが、いずれの幹線系統も沿線住民にとっては欠かせない重要な系統であり、現在運行している系統については、減便せず、引き続き運行を確保してもらいたいという意見が多数。

そのため、令和8年度の計画としては、現状程度の系統を維持し、今後も行政と沿線住民、事業者が連携し、時刻表・路線図の配布や案内板の設置などについて協議を行い、より一層の利用促進に努めることとした。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 島根県浜田市殿町1番地

(所 属) 浜田市まちづくり社会教育課

(氏 名) 公共交通係 井上 貴之

(電 話) 0855-25-9201

(e-mail) machizukuri@city.hamada.lg.jp

令和 6 年度浜田市地域公共交通活性化協議会事業報告

1 協議会の開催

(1) 事業計画・予算等について協議するため、次のとおり協議会を開催した。

第 1 回	日 時	令和 6 年 6 月 18 日 (火) ※書面決議
	承認者数	24 名
	議 題	地域公共交通計画認定申請書について
第 2 回	日 時	令和 6 年 7 月 12 日 (金) 13 時 30 分～15 時 00 分
	出席者数	17 名
	議 題	・令和 5 年度事業報告及び決算・監査報告について ・令和 6 年度事業計画及び予算について
第 3 回	日 時	令和 6 年 11 月 20 日 (金) 13 時 30 分～15 時 00 分
	出席者数	17 名
	議 題	・公共交通機関の利用状況等について ・公共交通利用促進の取組みについて ・地域公共交通サービスの調査・検討について

(2) 各地域における公共交通事情の把握や、地域公共交通計画に対する利用者目線での意見交換を行うため、令和 7 年 2 月 12 日に利用者部会を開催した。

2 「浜田市地域公共交通計画」の進捗管理

「浜田市地域公共交通計画」に掲げる事業の進捗状況は以下のとおりであった。

(1) 地域の交通資源を活用した生活交通の構築

① ドア・トゥ・ドアの交通手段として、地区まちづくり推進委員会と連携してあいのりタクシー等運行支援事業を 1 団体上限額 80 万円として実施した。

また、実施検討中の地区まちづくり推進委員会に対し、個別に補助制度の説明や事例の紹介をする等、事業の導入促進を図った。

【実績】

年度	申請件数			実施団体数	対象経費額	補助金額
		継続	単発			
令和 3 年度	4 件	0 件	4 件	3 団体	141 千円	86 千円
令和 4 年度	60 件	18 件	42 件	13 団体	2,256 千円	1,670 千円
令和 5 年度	88 件	25 件	63 件	15 団体	5,628 千円	4,328 千円
令和 6 年度	89 件	40 件	49 件	19 団体	8,497 千円	6,443 千円

② 市乗合タクシーについて地域ニーズ等を考慮し、運行計画の改善を行った。

浜田地域…三階長見線、櫻田原線の廃止

旭地域…今市線、丸原・栄線の新設

(2) 路線の廃止等に対応した代替交通の確保

廃止となった石見交通路線バス「有福線」の代替交通として、新たに市生活路線バスの運行を行った。

(3) 補助制度の実施

- ① 令和6年4月からの敬老福祉乗車券交付事業（第4期）を交付上限冊数15冊（地域によっては20冊）で実施した。
- ② 市内の高校生を対象にした通学定期券購入費補助事業を実施した。

(4) 地域公共交通に対する意識の醸成・理解の促進

年々バスの利用者が減少する中、「駅北フェスタ」やバス路線が比較的充実している三隅地域の「みすみフェスティバル」において「バス体験乗車会」を開催して子どもから大人までバスを身近に感じてもらうことで、バスを利用するきっかけづくりとすることを目的に実施した。

実施日：令和6年10月12日（日）10時～15時

実施日：令和6年11月12日（日）10時～15時



(5) 先進技術を活用した地域公共交通サービスの調査・研究、検討・実施

AIによる配車システムを導入した先進市町に視察し、先進事例の調査を行い、令和7年2月12日の利用者部会にて報告を行った。

令和6年10月24日（木）

- ・岡山県真庭市役所 『チョイソコまにわ』
- ・岡山県津山市役所 『のるイコつやま』

令和6年10月25日（金）

- ・鳥取県南部町役場 『MONET Move』
- ・松江市役所 『のるーと』

令和6年度浜田市地域公共交通活性化協議会決算書

資料4-2

【収入】

(単位:円)

款・項・目	節				備 考
	区 分	予算額(A)	決算額 (B)	差額 (A-B)	
1 補助金 1 補助金 1 浜田市補助金	浜田市補助金	500,000	193,751	306,249	
2 諸収入 1 雜入 1 雜入	利子収入	1,000	188	812	
収入合計		501,000	193,939	307,061	

【支 出】

(単位:円)

款・項・目	節				備 考
	区 分	予算額(A)	決算額 (B)	差額 (A-B)	
1 運営費		380,000	160,383	△ 219,617	
1 会議費		255,000	130,303	△ 124,697	
1 会議費		255,000	130,303	△ 124,697	
ア 報償費		204,000	102,000	△ 102,000	
イ 旅費		39,000	23,828	△ 15,172	
ウ 需用費		12,000	4,475	△ 7,525	
2 事務費		125,000	30,080	△ 94,920	
1 事務費		125,000	30,080	△ 94,920	
エ 旅費		45,000	26,200	△ 18,800	
オ 需用費		50,000	0	△ 50,000	
カ 役務費		30,000	3,880	△ 26,120	
2 事業費		120,000	33,556	△ 86,444	
1 事業費		120,000	33,556	△ 86,444	
1 事業費		120,000	33,556	△ 86,444	
3 予備費		1,000	0	△ 1,000	
1 予備費		1,000	0	△ 1,000	
1 予備費		1,000	0	△ 1,000	
支出合計		501,000	193,939	△ 307,061	

令和 6 年 6 月 26 日

浜田市地域公共交通活性化協議会

会長 砂川明様

監事 三浦 美穂

会計監査報告書

令和 5 年度（令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日）浜田市地域公共交通活性化協議会の決算について、下記のとおり監査を実施しましたので、報告します。

記

1 監査実施日 令和 6 年 6 月 26 日（水）

2 監査結果

予算整理簿、現金出納簿、通帳及び証票書類等を監査した結果、適正に執行されていることを認めます。

令和 6 年 6 月 28 日

浜田市地域公共交通活性化協議会

会長 砂川明様

監事 砂田光

会計監査報告書

令和 5 年度（令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日）浜田市地域公共交通活性化協議会の決算について、下記のとおり監査を実施しましたので、報告します。

記

1 監査実施日 令和 6 年 6 月 28 日（金）

2 監査結果

予算整理簿、現金出納簿、通帳及び証票書類等を監査した結果、適正に執行されていることを認めます。

令和 7 年度浜田市地域公共交通活性化協議会事業計画（案）

1 会議等の開催予定

(1) 第 1 回協議会

書面決議：地域公共交通計画認定申請書

(2) 第 2 回協議会

開催時期：令和 7 年 7 月

会議内容：①令和 6 年度事業報告及び決算・監査報告
②令和 7 年度事業計画及び予算の承認

(3) 第 3 回協議会

開催時期：令和 7 年 10 月

(4) 利用者部会

開催時期：令和 8 年 1 月

(5) 第 4 回協議会

開催時期：令和 8 年 2 月

※ 必要に応じてワーキング等の開催を検討

※ 第 3 回及び第 4 回協議会は浜田市地域公共交通計画の進捗状況の報告、次年度の事業検討等を予定

2 公共交通利用促進の取組

(1) バス体験乗車会の開催

民間バス事業者と連携し、市内のイベントや地域のサロン等の開催に併せて、路線バスの展示・体験乗車会やバスの乗り方教室を開催し、バスに不慣れな方もバスに親しんでもらう取組を行う。

(2) 公共交通利用促進へつながるイベント等への支援

地域等が公共交通利用促進を目的とし、自主的に企画、運営するイベント等への支援を行うことで、公共交通機関を日常的な移動手段として認識してもらう働きかけを行う。

(3) 公共交通に関する積極的な情報提供

- ①公共交通を利用して支えるという意識の醸成を目指し、利用者が減少している公共交通利用の実態について、市民への周知を図る。
- ②公共交通に関心をもってもらうきっかけづくりとして、広報やホームページ等を活用し、公共交通に関する情報を発信する。

3 地域公共交通サービスの調査・検討

AI等の先進技術を活用した効率的かつ利便性の高い地域公共交通サービスの導入に向けて、全国の先進事例の調査、検討を行う。

また、国の動向に注視しつつ、エリア一括協定運行事業（自治体と交通事業者が協定を締結し、エリアで一括して運行する事業）等の仕組みについて調査、検討を行う。

令和7年度浜田市地域公共交通活性化協議会予算(案)

資料5-2

【取 入】

(単位:円)

款・項・目	節				備 考
	区 分	予算額(A)	前年度 予算額 (B)	差額 (A-B)	
1 惣助金 1 惣助金 1 浜田市惣助金	浜田市惣助金	500,000	500,000	0	
2 諸収入 1 雜入 1 雜入	利子収入	1,000	1,000	0	
収入合計		501,000	501,000	0	

【支 出】

(単位:円)

款・項・目	節				備 考
	区 分	予算額(A)	前年度 予算額 (B)	差額 (A-B)	
1 運営費		380,000	380,000	0	
1 会議費		255,000	255,000	0	
1 会議費		255,000	255,000	0	
ア 報償費		204,000	204,000	0	
イ 旅費		39,000	39,000	0	
ウ 需用費		12,000	12,000	0	
2 事務費		125,000	125,000	0	
1 事務費		125,000	125,000	0	
工 旅費		45,000	45,000	0	
才 需用費		50,000	50,000	0	
力 役務費		30,000	30,000	0	
2 事業費		120,000	120,000	0	
1 事業費		120,000	120,000	0	
1 事業費		120,000	120,000	0	
3 予備費		1,000	1,000	0	
1 予備費		1,000	1,000	0	
1 予備費		1,000	1,000	0	
支出合計		501,000	501,000	0	